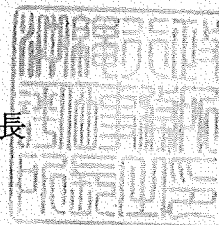




沖縄相第 61 号
令和 4 年 6 月 10 日

沖縄労働局長 殿

沖縄行政評価事務所長



「雇用保険法第 4 条第 3 項不該当処分」を受けた求職者に対する
年金支給の再開に係る情報提供等について（あっせん）

当事務所では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当事務所において、別紙（相談内容）のとおり、「年金の支給が、本来の支給月よりも大幅に遅れることに納得できない」旨の行政相談を受け付けました。

この相談について、当事務所が設置する行政苦情救済推進会議^(注)において検討した結果を踏まえ、求職活動を行わない旨を申し立てた求職者が円滑に年金を受給できるようにする観点から、貴局管内の公共職業安定所において、別紙のと通りの措置を講ずることが望ましいと考えられますので、御検討ください。

なお、上記に対する貴局の措置結果については、令和 4 年 9 月 30 日（金）までに文書によりお知らせください。

(注) 相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、弁護士、学識経験者、報道機関、経済団体等の関係者で構成されています。

<連絡先>

主任行政相談官 新井

行政相談官 仲西

電話：098-866-0145

FAX：098-866-0158

【行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん】

1 相談内容

私は、令和2年9月30日に離職（自己都合退職）し、その後、特別支給の老齢厚生年金（以下「特別厚生年金」という。）の受給申請を行い、同年11月分から受給した。

その後、令和2年12月14日に公共職業安定所へ求職の申込みを行い、雇用保険の基本手当（以下「失業給付」という。）を申請した。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る沖縄県独自の緊急事態宣言が発令（令和3年1月20日から2月28日まで）され、私は健康上の不安を感じたことから、同年2月16日に公共職業安定所に対して求職活動を行わない旨の申立てを行い、失業保険の要件である労働の意思・能力が無いとする「雇用保険法第4条第3項不該当処分」（以下「4条不該当処分」という。）を受けた（この間、失業給付は受給していない）。また、同じ日に浦添年金事務所に対して年金の支給再開の手続きを行い、求職活動をした期間に支給停止された年金をすぐに支給するよう依頼した。しかし、同事務所から「失業給付の給付制限期間により停止された令和3年1月分から3月分までの年金の精算は、失業給付の受給期間満了日（令和3年9月30日）以降になる」と言われた。

年金は、生活の安定を保障するためにあると思うので、すぐに支給してほしい。

2 制度の概要

(1) 特別厚生年金

特別厚生年金は、平成6年及び同12年の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）改正により、定額部分と報酬比例部分の老齢厚生年金の支給開始年齢が、受給権者の生年月日に応じて段階的に60歳から65歳へ引き上げられたことに伴い、その経過措置として一定の受給資格要件を満たした65歳未満の者に支給されている老齢厚生年金をいう。

(2) 失業給付

失業給付は、被保険者であった者が原則、離職日以前の2年間に通算して12か月以上の被保険者期間を有する状態で離職した場合で、かつ、労働の意思及び能力を有し、求職活動をしているにもかかわらず、職業に就くことができない場合に支給されるものである（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項）。

また、失業給付は、その受給資格を有する者の区分に応じて異なるが、原則、離職の日の翌日から起算して1年間は「受給期間」とされている（雇用保険法第20条第1項第1号）。

さらに、失業給付を受けられる日数（所定給付日数）は、雇用保険の被保険者であった期間（算定基礎期間）及び離職理由により決定され、60歳以上65歳未満の場合は、90日から360日までの間で支給される（雇用保険法第22条第1項、同条第2項及び第23条第1項）。

なお、離職理由が自己都合退職の場合、離職票を提出した日から7日間の待期期間及び3か月の給付制限期間^(注)が経過した後に支給される（雇用保険法第21条及び第33条第1項）。

失業給付の受給手続の流れは、①求職の申込みと受給資格の決定（「雇用保険受給資格者証」が作成される。）、②雇用保険説明会への参加、③待期期間（受給決定日から通算して7日間）の満了、④給付制限期間がある者は同期間の満了、⑤失業の認定、⑥失業給付の支払いとなっており、その後、受給者は、原則4週間ごとに指定される認定日に、公共職業安定所において失業認定を受けるための申告をすることとなる。

(注) 令和2年10月1日以降に会社を自己都合で退職した場合の給付制限期間は、原則として待期期間を満了した日の翌日から2か月間（同年9月30日までに退職した場合は3か月間）とされている。

(3) 特別厚生年金と失業給付の併給調整

特別厚生年金の受給権者が公共職業安定所に求職の申込みをしたときは、実際に失業給付を受けたか否かに関係なく、当該申込みのあった月の翌月から、①失業給付の受給期間が経過したとき、②雇用保険法第22条第1項に規定する所定給付日数に相当する日数分の失業給付の支給を受け終わったときのいずれかに該当するに至った月までの各月において、年金支給を停止するとされている（厚年法附則第7条の4第1項、第11条の5）。

ただし、求職の申込みのあった月の翌月から前述の①、②のいずれかに該当するに至った月までの各月において、「失業給付の支給を受けた日とみなされる日」及び「これに準ずる日として政令で定める日」が1日もない月は、年金の支給停止は行われず（当該月分の年金は支給される）とされている（厚年法附則第7条の4第2項第1号）。

失業給付が支給されない待期期間及び給付制限期間は、「失業給付の支給を受けた日とみなされる日」に準ずる日として取り扱われる（厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）第6条の4第1項）ことから、これら期間を含む月分の特別厚生年金は原則として支給停止となるが、下記(4)の事後精算の仕組みにより、例外的に支給される場合がある。

(4) 事後精算

事後精算とは、上記(3)の①、②のいずれかに該当するに至った場合に、支給停止とされた月の数から失業給付の支給対象となった日数の合計を30で除して得た数を控除して得た数に相当する月数分の月については、遡って支給停止を解除するものである（厚年法附則第7条の4第3項）。

事後精算は、「国民年金法等の一部を改正する法律等による改正後の厚生年金保険法等の一部の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（平成9年12月17日庁保発第24号社会保険庁運営部保険指導課長・年金指導課長から、都道府県民生主管部（局）保険主管課（部）長・国民年金主管課（部）長あて通知）により、以下のiからvの契機のうち、最初に到来する時期に行われる。

- i 失業給付の受給期間が経過したとき
- ii 所定給付日数分の失業給付を受け終わったとき
- iii 65歳に到達した日の属する月の末日
- iv 死亡した日の属する月の末日
- v 基本手当（失業給付）の受給期間中に再就職し、その後の離職による求職の申込

みにより新たに基本手当（失業給付）の受給資格が発生したとき

(5) 4 条不該当処分

4 条不該当処分は、求職者の失業給付を受ける権利を有したまま、今後、失業給付を支給しないとするものである。

失業給付の受給資格がある求職者が、求職活動を行わない旨の申立てをし、特別厚生年金の受給の意思表示をした場合、雇用保険法第 4 条第 3 項に規定されている「労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態」に該当せず、失業給付を支給できなくなることから、求職者に対して「4 条不該当処分」が行われる。

なお、求職者が翻意して受給期間中に再度求職の申込みをした場合には、改めて公共職業所安定所において就職の意思、能力等を審査の上、受給期間内に失業給付を支給することが可能である。

3 当事務所の調査結果

(1) 浦添年金事務所における対応等

① 支給停止をされた年金の支給再開時期

浦添年金事務所では、前述 2 (3) に記載のとおり、「失業給付の支給を受けた日とみなされる日」に準ずる日として取り扱われる待期期間及び給付制限期間を含む月分の特別厚生年金は、事後精算によらなければ支給されないことから、当該期間に係る特別厚生年金の支給は、事後精算から 3 か月程度を要している。

このため、本件相談者のケースについては、待期期間及び給付制限期間中に支給が停止されていた年金は、失業給付の受給期間が経過する日（令和 3 年 9 月 30 日）以降に事後精算及び支給手続を経て同年 12 月頃に支給されることとなっている。

なお、同年金事務所では、待期期間及び給付制限期間に支給が停止されていた年金が直ちに支給されると誤認したことに起因する苦情の統計データはないものの、本件相談者のようなケースは他にもみられるとしている。

② 併給調整及び事後精算の周知状況

日本年金機構では、失業給付との併給調整及び失業給付の受給期間経過後の年金の受給開始は 3 か月程度後となることが記載された「老齢年金ガイド」を発行し、年金の受給申請者に配布しているほか、「雇用保険の給付を受けると年金が止まります！」（広報資料）を同機構のホームページに掲載し周知を図っている。浦添年金事務所においても、同ガイド等を用いて、年金の受給申請者への説明に努めている。

③ 併給調整の対象となる年金

併給調整の対象となる年金には、特別厚生年金及び繰り上げ支給の老齢厚生年金がある。

これらのうち、特別厚生年金は、昭和 36 年 4 月 1 日以前（ただし、特別厚生年金の対象となる女性は昭和 41 年 4 月 1 日以前）に生まれた者が対象のため、2025 年

度(特別厚生年金の対象となる女性は2030年度)に併給調整の対象者はいなくなる。

なお、特別厚生年金の受給権者のうち、2016年度は約44,000人、2017年度は約42,000人が、併給調整により同年金の支給を停止されている。

一方、繰り上げ支給の老齢厚生年金の受給者は、2025年度以降も一定数発生し、失業給付との併給調整が行われる^(注)ため、本件行政相談のように、支給が停止されていた年金の支給再開時期に起因する事案が今後も発生することが懸念される。

(注) 老齢厚生年金が併給調整を受ける一方で、老齢基礎年金は併給調整の対象とはならず、併給調整により老齢厚生年金の支給が止まっている間も老齢基礎年金は支給されるため、無収入ではない。

(2) 公共職業安定所における対応

公共職業安定所では、年金受給権者が求職の申込み及び失業給付の申請をした際、現在受給している特別厚生年金等との併給調整を受けることが記載された「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」等の関係資料を配布し、併給調整について説明している。このほか、年金アドバイザーを配置している公共職業安定所においては、雇用保険と老齢厚生年金の併給調整の相談等を受けられる個別相談を週二日設けていることから、希望者は同相談を利用することが可能となっている。

また、失業給付の受給資格がある求職者が、求職活動を行わない旨の申立てをし、特別厚生年金の受給の意思表示をした場合、求職者に対して、失業給付を受給できなくなること及び失業の状態ではなくなることから、4条不該当処分が行われることを説明している。

4 改善の必要性

(1) 行政苦情救済推進会議の主な意見

本件相談について、求職活動をしない申立てをした年金受給権者の生活の安定を図るため、年金事務所及び公共職業安定所に改善方を求める必要性はないか、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- 県外のハローワークでは、併給調整について紹介するチラシにおいて、待期期間及び給付制限期間中に停止された年金の支給時期について記載している例も見られることから、本県のハローワークにおいても取り入れるべきではないか。また、様々な貸付制度があるので、特別厚生年金の支給が再開されるまでの間のつなぎとして、これらの貸付制度について情報提供する等の取組を促してはどうか。
- 収入が特別厚生年金のみの場合、事後精算されるとしても、給付制限期間の3か月分が1年もの間未支給であることは受忍限度を超えているのではないか。受給額が高い失業給付の受給をとりやめ求職活動をしない人(4条不該当処分の該当者)に対しては、事後精算を待たず、直ちに年金を支給しても問題ないのではないか。
- 特別厚生年金も失業給付も受給できない期間を解消するよう制度の運用改善、それに伴う関係法令等の改正を求めることはできないか。

(2) 当事務所の意見

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、当事務所において検討した結果、沖縄労働局は、次の措置を講ずることが望ましい。

- ① 公共職業安定所において、日本年金機構が発行する広報資料を配布及び備え付ける等により、特別厚生年金と失業給付の併給調整及び事後精算の仕組み等について、周知に協力するよう努めること。
- ② 4条不該当処分を受けようとする者に対する上記①の広報資料の配布に併せて、未支給となった年金の支給の再開時期や再開の流れ等について、年金事務所又は一部の公共職業安定所において配置している年金アドバイザーから説明を受けることを助言するよう努めること。